

Zenken通信 (vol. 46)

▽ 今回のお届け情報

Title: 千葉県「入札・契約制度を改善 8月から」

Outline

添付資料P1~4

○千葉県は、ダンピング受注の防止や適正価格での契約の推進を図るため、8月より低入札調査基準価格や最低制限価格の算定式等を新中央公契連モデルに準拠して見直すこととした。

○また、同県は本年5月から、公共事業等の早期執行を推進するため、最低制限価格制度の対象範囲拡大など、各種施策を実施しているが、6月補正予算の成立を機に、公共工事等の前倒しを推進するため、当初9月末までの実施期間について、12月末まで延長することとした。

【主な見直し内容】

1. 低入札価格調査制度の見直し

(1) 低入札調査基準価格の算定方法の見直し

- ①設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$
- ②算定式
 - ・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
 - ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
 - ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

(2) 低入札価格調査制度における失格判断基準の見直し

- ①予定価格2,500万円以上1億円未満の場合
下記算定式で算出される額の合計額を下回るときは失格。
- ②予定価格1億円以上の場合
合計額又はそれぞれの算定額のいずれか一つでも下回るときは失格。

【算定式】

- ・直接工事費 $\times 0.75 \Rightarrow$ 変更なし
- ・共通仮設費 $\times 0.70 \Rightarrow$ 変更なし
- ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
- ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 最低制限価格制度の見直し

従来は、予定価格の85%（一部80%）で設定していたものを、低入札調査基準価格と同様の算定方法に見直すこととした。

3. 公共事業等の早期施行に向けた取り組み（12月末まで）

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適用金額の変更

- ①最低制限価格 2,500万円未満 $\Rightarrow$ 5,000万円未満
- ②低入札価格調査 2,500万円以上 $\Rightarrow$ 5,000万円以上

(2) 総合評価方式への対応

技術的工夫の少ない工事を対象とした「特別簡易型」について、一部の項目を省略する。

《千葉県建設業協会提供》

入札・契約制度の改善等について

平成 21 年 7 月 8 日

千葉県県土整備部建設・不動産課

電話 043-223-3247

千葉県県土整備部技術管理課

電話 043-223-3259

本県では、これまで公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、様々な入札契約手続きの改善に努めてきたところですが、より一層の改善を図るため平成 21 年 8 月から、さらに下記のとおり実施することとします。

また、本年度執行予定の公共工事等の一層の前倒しを推進するため、現在実施している「公共事業等の早期施行に向けた取組」の実施期間を延長することとしました。

1 入札・契約制度の改善

(1) 低入札価格調査制度の見直しについて（所管：技術管理課）

低入札価格調査制度は、予定価格 2,500 万円以上※の工事を対象に適用しています。

今回、国のダンピング受注の防止及び適正価格での契約の推進のための低入札調査基準価格の見直しや、本県での低入札価格調査の実施状況等を踏まえ、低入札価格調査制度の見直しを行いました。

※ 現在は、公共事業等の早期施行に向けた取組により予定価格 5,000 万円以上

ア. 低入札調査基準価格算定方法の見直し

国の低入札調査基準価格の算定方式の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠し、低入札価格調査基準価格の算定方法を変更します。

(ア) 低入札調査基準価格の設定範囲の引上げ

(現行)

(変更後)

予定価格の 2/3 から 85%まで → 予定価格の 70%から 90%まで

(イ) 低入札調査基準価格の算定式の変更

(現行)

(変更後)

次に掲げる額の合計額

次に掲げる額の合計額

・直接工事費の 95%の額

・直接工事費の 95%の額

・共通仮設費の 90%の額

→ ・共通仮設費の 90%の額

・現場管理費の 60%の額

・現場管理費の 70%の額

・一般管理費等の 30%の額

・一般管理費等の 30%の額

イ. 建設工事等の「価格による失格基準」の算定式について

算定式の参考としている国の低入札価格調査の特別重点調査について、その実施対象が拡大された趣旨に鑑み、県の「価格による失格基準」の算定式を変更します。

(ア) 予定価格 2,500 万円以上の案件

次に掲げる額の合計額を下回るときは、失格とする。

(現行)		(変更後)
・ 直接工事費の 75% の額		・ 直接工事費の 75% の額
・ 共通仮設費の 70% の額		・ 共通仮設費の 70% の額
・ <u>現場管理費の 60% の額</u>	→	・ <u>現場管理費の 70% の額</u>
・ 一般管理費等の 30% の額		・ 一般管理費等の 30% の額

(イ) 予定価格 1 億円以上の案件

上記 (ア) の合計額の基準により失格とならない場合であっても、次に掲げるそれぞれの算定額のいずれか一つを下回る場合は、失格とする。

(現行)		(変更後)
・ 直接工事費の 75% の額		・ 直接工事費の 75% の額
・ 共通仮設費の 70% の額		・ 共通仮設費の 70% の額
・ <u>現場管理費の 60% の額</u>	→	・ <u>現場管理費の 70% の額</u>
・ 一般管理費等の 30% の額		・ 一般管理費等の 30% の額

ウ. 実施時期

平成 21 年 8 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

(2) 最低制限価格制度の見直しについて（所管：建設・不動産課）

建設工事等のダンピング受注の防止及び公共工事の品質を確保する観点から、
2,500万円未満※の建設工事等に適用している最低制限価格の算定方法について、
以下のとおり見直しを行いました。

※ 現在は、公共事業等の早期施行に向けた取組により予定価格5,000万円未満

ア. 見直しの内容

（現行）

工事等の種別	最低制限価格
建築一式工事及びこれに付帯する その他の工事、設備工事並びに解体 工事	予定価格の85%
その他の工事及び製造	予定価格の80%

（変更後）

工事等の種別	最低制限価格
すべての工事 及び製造	予定価格の70%の額（下限額）から90% （上限額）の範囲内で、下記①～④により算出した 額の合計額 ① 直接工事費の95% ② 共通仮設費の90% ③ 現場管理費の70% ④ 一般管理費等の30%

※ 低入札価格調査の調査基準価格と同様の算定式となる。

イ. 実施時期

平成21年8月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用します。

2 公共事業等の早期施行に向けた取組

公共事業等の早期施行に向けた取組について（所管：建設・不動産課、技術管理課）

県では、平成21年5月1日から、事務量の低減を図り公共事業等の早期執行を推進するため、最低制限価格の対象範囲を拡大するなどの取組を行っています。

今般、6月補正予算の成立を機に、本年度執行予定の公共工事等の一層の前倒しを推進するため、この取組の実施期間を延長します。

実施期間の変更内容

（現行）

平成21年5月1日から9月30日までの間に公告又は指名通知を行う入札に適用する。

（変更後）

平成21年5月1日から12月31日までの間に公告又は指名通知を行う入札に適用する。

（参考）公共事業等の早期施行に向けた取組

1. 最低制限価格及び低入札価格調査の対応について（所管：建設・不動産課）

（1）最低制限価格

建設工事に適用している最低制限価格の適用金額について、「2,500万円未満」から「5,000万円未満」に変更する。

（2）低入札価格調査

建設工事に適用している低入札価格調査の適用金額について、「2,500万円以上」から「5,000万円以上」に変更する。

2. 総合評価方式の対応について（所管：技術管理課）

技術的工夫の少ない工事を対象とした「特別簡易型」について、一部の項目を省略する。

（1）特別簡易型（5千万円以上～1億円未満）

・「施工計画」を求めない。

ただし、大規模な仮設を伴う工事など、「安全審査」の対象工事の場合はこの限りでない。

（2）技術審査会

・各事務所単独で技術審査会の開催を可能とする。

ただし、「施工計画」を求める場合は従前のおりとする。